



令和7年3月末に退職されるみなさまへ



退職予定者
向け

退職後の医療保険のしくみ

資格 担当
☎06-6941-3164

令和6年12月2日以降、現行の組合員証・組合員被扶養者証（以下、健康保険証）の新規発行は終了しますが、すでに発行されている健康保険証は令和7年3月末の退職日まで使用できます。

なお、以下の退職後の進路のうち現職時の組合員証等（注1）をそのまま継続して使用できる方は、すでに発行されている健康保険証を最長令和7年12月1日まで使用できます。



（注1）「組合員証等」とは、「資格確認書」「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことを指します。（P. 6まで同じ）

常勤職員の退職後の健康保険について

非常勤職員の方は、P. 6を参照ください。

退職日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので下表を参照してください。

退職後の進路		健康保険加入先
A	再任用フルタイム勤務（週38時間45分） 再任用短時間勤務（週20時間以上）	公立学校共済組合大阪支部
B	任期付職員及び臨時的任用職員	
C	非常勤職員（社会保険適用）	
D	健康保険制度の適用がある再就職 （公立学校共済組合大阪支部以外）	就職先の健康保険 （全国健康保険協会など）
E	再任用勤務（週20時間未満） 非常勤職員（Cでない） 健康保険制度適用のない再就職 再就職しない	任意継続組合員（公立学校共済組合大阪支部） 国民健康保険 家族の健保の被扶養者 のいずれか

A：再任用フルタイム勤務（週38時間45分） 及び 再任用短時間勤務（週20時間以上）

組合員証等	現職時の組合員証等（注1）をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）



B：任期付職員 及び 臨時的任用職員



ア 同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われる場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

イ 同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われない場合（注2）

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証等は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

ウ 異なる任命権者に任用される場合（注2）

前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、1日も空けず異なる任命権者に任用される場合、組合員期間は継続されます。(組合員証等の番号が変更される場合があります)

組合員証等	前任用の終期後の組合員証等は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

◎ここでの任命権者とは、次のように区分します。

対象者	府費負担教職員	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担教職員	大学、その他施設の職員
任命権者	大阪府教育委員会 (※豊能地区はそれぞれの教委)	大阪市教育委員会	堺市教育委員会	各市教育局委員会 (注3)	大学等

(注2) 組合員期間が継続しない場合、その間に組合員証等を提示しての診療は受けられませんので、誤って受診された場合は医療費等を返還いただくことになります。

(注3) 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。

C：非常勤職員（社会保険加入）

ア 任用が1日も空けずに行われる場合、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。しかし、任命権者が異なる等により、組合員証等の番号が変更される場合があります。(その場合は、別途通知に従ってください。)
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

イ 任用が1日以上間を空けて行われる（注4）場合、組合員期間は継続しません。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

(注4) Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません（一部市費間を除く）。





D：健康保険制度の適用がある再就職（公立学校共済組合大阪支部以外）

健康保険適用の有無は再就職先に確認してください。適用の場合は、再就職先の健康保険が優先されるため、共済の任意継続はできません。

組合員証等	組合員証等は使用できません。退職時の勤務校が資格担当へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、組合員証等の返納時に「◆資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き扶養される場合は、再就職先で手続きしてください。

E：再任用短時間勤務（週20時間未満）や非常勤職員（Cの条件に該当しない任用）、健康保険制度の適用がない再就職、再就職しない

下記①～③より次に加入する健康保険制度を選択してください。

①公立学校共済組合大阪支部の任意継続組合員になる

組合員証等	退職時の組合員証等は使用できません。事前申出をする方は、現職時の組合員証等は4月1日以降に資格担当へ返送してください。退職後に申出する方はP.10を確認してください。申出後、掛金の入金確認が完了次第、「資格確認書」等を順次送付します。
扶養家族	扶養認定されている扶養家族の要件が引き続き場合は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。就職等、認定要件から外れる場合は、任意継続組合員申出書内に扶養から外す旨を記載してください。要件から外れる扶養家族の「資格確認書」等が届いた場合、被扶養者認定取消申告を行ってください。

②国民健康保険に加入する

組合員証等	「◆資格喪失証明書交付申請書」に添付し、資格担当へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口を確認してください。
手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入手続きには「資格喪失証明書」が必要ですので、退職日以降に上記申請書を資格担当へ提出してください。資格担当に到着後、ご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

組合員証等	組合員証等は使用できませんので、退職時の勤務校が資格担当へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、組合員証等返納時に「◆資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、ご家族が加入している健康保険に確認してください。

◆印は当支部所定の様式です。当支部ホームページよりダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 手続きナビ内「様式集（諸用紙のダウンロード）」
→ 「組合員資格等関係の様式【1】」



非常勤職員（公立学校共済組合大阪支部組合員）の退職後の健康保険について

退職日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので下表を参照してください。



① 退職後、1日も空けずに下記の任用がある場合

組合員期間は継続します。

ア. 非常勤から正規職員 イ. 非常勤から任期付職員 ウ. 非常勤から臨時的任用職員 エ. 非常勤から非常勤

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。しかし、任命権者が異なる等により、組合員証等の番号が変更される場合があります。（その場合は、別途通知に従ってください。）
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。（就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

② 退職後、1日以上間を空けて任用がある場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。（一部市費間を除く）

組合員証等	前任用の終期後の組合員証等は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。新たな資格取得手続きにより、「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

③ 再任用短時間勤務（週20時間未満）や非常勤職員（Cの条件に該当しない任用）、健康保険制度の適用がない再就職、再就職しない。

P. 5 Eを参照してください。

退職予定者
向け

資格喪失後は、保険証（組合員証・被扶養者証）の使用はできません！

医療 担当
☎06-6941-2867

組合員や被扶養者としての資格を喪失（退職・転出・講師期限満了・扶養認定の要件を欠いたときなど）されると、現在お持ちの保険証（組合員証・被扶養者証）は使用できなくなりますので、注意してください。

資格喪失後に組合員証等を使用された場合は、共済組合が負担した医療費（7割もしくは8割部分、高額療養費など）や附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金など）を返還していただくことになります。該当の方には、後日、当支部から返還請求に関する通知を送付いたします。

マイナ保険証を使用した場合であっても、資格喪失後すぐに受診されたときは医療機関側で正確な資格情報が確認できませんので、退職等により保険者が変わった旨を医療機関に伝えてください。

